

第1章 生活衛生

生活衛生課

1 環境衛生

(1) 環境衛生行政の概要

ア 環境衛生監視業務

理容所・美容所・クリーニング所・興行場・旅館業・公衆浴場・プールなどの営業施設や、墓地・納骨堂などに対して、それぞれの申請等に関する許認可を行っている。

また、これらの施設の構造設備や維持管理状況の実地調査、監視指導、講習会、事前相談等を実施し、施設の環境衛生の向上を図っている。

さらに、営業者が互いに連携し、衛生水準の向上等営業者自らの手による自主管理自主点検などの活動を実施している台東環境衛生協会の役員や自治指導員と連携・協力して、地域の環境衛生の向上を目指している。

イ 生活環境衛生業務

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(通称「建築物衛生法」という。)に基づき、事務所、店舗、興行場、博物館等の用途で延床面積 3,000 m²以上の建築物（「特定建築物」という。）の維持管理に関して、正しい知識の普及や衛生上必要な指導を実施している。

また、集合住宅等における環境衛生の向上のために、「台東区建築物環境衛生指導要綱」に基づき、換気設備、給排水設備等の指導を行っている。同時に、「快適室内環境づくり事業」として、ダニの調査などによる住まいの室内環境診断を展開している。

さらに、「水道法」、「台東区小規模給水施設の衛生管理指導要綱」に基づき、簡易専用水道（受水槽の有効容量が 10 m³ を超えるもの）及び小規模給水施設（受水槽の有効容量が 10 m³ 以下のもの）の衛生指導や講習会を行っている。

このほか、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等衛生害虫に対する防除指導を行い、区民の生活環境の向上を図っている。平成 26 年度に、約 70 年ぶりにデング熱の国内感染があり、緊急的な発生時対策を実施した。その後、発生源（幼虫）対策、感染症媒介蚊のサーベイランス、寺院等への蚊の発生防止対策、区民等への情報提供など、蚊媒介感染症（デング熱等）を予防するための蚊防除対策を強化している。

(2) 環境衛生関連施設数と許可・廃止、監視指導件数

(単位：件)

分類		施設数	許可・廃止状況		監視指導数
			許可	廃止	
総 数		12,105	231	258	1,023
理容所		182	8	7	47
美容所		478	45	25	45
クリーニング所	一般	78	0	1	1
	リネンサプライ	1	0	1	3
	取次所	194	7	5	7
	無店舗取次店	2	0	0	0
コインオペレーションクリーニング営業施設		228	33	12	33
公衆浴場	普通	25	1	2	58
	その他の1号	158	1	1	304
	サウナ	19	0	1	
	その他ヘルスセンター	5	0	0	
	の2号スポーツ施設	6	0	0	23
コインシャワー		1	0	0	0
旅館	旅館・ホテル営業	523	86	40	232
	簡易宿所営業	224	7	24	116
	下宿営業	3	1	0	1
興行場	映画館	11	0	0	
	演劇場	11	0	0	
	スポーツ施設	0	0	0	
	多目的使用施設	6	0	0	
	その他	6	0	0	31
プール	仮設	0	0	0	0
	許可	7	0	0	9
温泉利用施設	届出	34	0	0	11
		3	0	0	0
墓地等	墓地	1	0	0	0
	公営墓地	279	0	0	2
	法人墓地	45	0	0	0
納骨堂					
特定建築物(3,000~10,000m ²)		200	9	3	30
小計		2,747	198	124	953
その他の施設					1
小計					1
水道施設等	専用水道	0	0	0	0
	簡易専用水道	589	21	10	33
	小規模給水施設	8,769	12	124	36
小計		9,358	33	134	69

(3) 環境衛生監視業務

ア 所内業務

(単位：件)

区分	申請届出	変更等	所内相談	電話相談	所内指導	電話指導
総 数	172	524	592	1087	2	45
理 容 所	8	19	39	39	0	2
美 容 所	43	59<1>	108	148	0	3
クリーニング所(一般)	0	1	3	6	0	0
リネンサプライ	0	1	2	3	0	0
クリーニング所(取次所)	5	28<1>	11	17	0	0
無店舗取次店	0	0	0	0	0	0
コインオペレーション クリーニング営業施設	33	53	22	25	0	0
普通公衆浴場	1	3	15	18	0	3
その他の浴場1号	1	130	54	64	0	8
その他の浴場2号	1	8	6	14	0	3
コインシャワー	0	0	0	0	0	0
旅館・ホテル営業	70	151<2>	290	674	2	15
簡易宿所営業	9	49<2>	34	47	0	9
下宿営業	1	0	1	3	0	0
映画館	0	8	0	2	0	1
劇場	0	1	1	5	0	1
スポーツ施設 多目的使用施設 その他の興行場	0	1	0	3	0	0
仮設興行場	0	0	0	1	0	0
許可プール(営業)	0	4	1	1	0	0
届出プール(学校)	0	5	0	1	0	0
温泉利用施設	0	0	1	1	0	0
墓地	0	3	3	14	0	0
納骨堂	0	0	1	1	0	0
火葬場	0	0	0	0	0	0
その他	-	-	0	0	-	-

<>内は、承継件数の再掲

イ 理化学・細菌学的検査等

(ア) 理容所、美容所

暖房期及び冷房期における作業所内の空気検査（一酸化炭素、二酸化炭素）を実施し、換気方法について改善指導し、事故防止に努めている。

(イ) おしぶりを貸出するクリーニング所（リネンサプライ）

製品の衛生確保のために抜き取り検査を実施し、基準を超えた貸おしぶり施設については、洗濯、すすぎ、消毒等処理工程の改善指導を実施している。

(ウ) 普通公衆浴場（銭湯）、サウナ等

営業時間中の浴槽水を検査し、衛生的で快適に入浴できるよう塩素消毒及びろ過器等の維持管理について監視指導を実施している。

(エ) 旅館業

受水槽の残留塩素測定や循環式浴槽の水質検査等、衛生管理状況の監視指導を実施している。

(オ) 興行場

場内の空気検査を実施し、換気方法等について改善指導を実施している。

(カ) プール

屋外プールは夏季に、屋内プールは使用期間に合わせて水質検査を実施し、衛生が保持されるよう管理の指導と徹底を図っている。

区分	施設数	延実施施設数 (検体数)	基準を超えた 施設数 (検体数)	検査項目
総 数	1,558	183(348)	22 (31)	
理容所	182	36 (36)	0 (0)	二酸化炭素濃度、一酸化炭素濃度
美容所	478	0(0)	0 (0)	二酸化炭素濃度、一酸化炭素濃度
貸おしぶり施設	1	3 (12)	0 (0)	変色・異臭、一般細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌
普通公衆浴場	25	34(105)	13 (19)	濁度、大腸菌群、過マンガン酸カリウム消費量、レジオネラ属菌、残留塩素濃度
サウナ等	47	24(72)	4 (6)	レジオネラ属菌、残留塩素濃度
旅館業	750	39 (41)	2 (2)	残留塩素濃度
興行場	34	30 (40)	0 (0)	二酸化炭素濃度、浮遊粉じん、落下細菌
プール	41	17 (42)	3 (4)	残留塩素濃度、過マンガン酸カリウム消費量、pH、濁度、大腸菌、一般細菌 温水利用施設：レジオネラ属菌

ウ その他の浴場（個室付浴場）

照明・換気等構造設備、衛生管理及び風紀などの指導

施設数	延監視件数	違反施設数	処分件数	警告書交付件数
158	304	0	0	0

エ 苦情処理等

種別	件数	内 容
総 数	49	
美容所	3	無届営業、免許の有無、施設内での動物飼養
理容所	2	免許の有無
公衆浴場	14	施設の衛生管理、感染症対策
旅館業	28	無許可営業（4件）、施設の衛生管理、衛生害虫、騒音
興行場	2	害虫の発生、感染症対策

オ 人骨確認

道路工事、建築工事またはその他の掘削等による人骨の発見体数

人骨確認件数	確認体数
1	21

カ 講習会

内 容	対象施設	回 数	参加人数
衛生管理講習会	理容所、旅館業、 公衆浴場	4	94
計		4	94

(4) 生活環境衛生業務

ア 特定建築物

(ア) 受付業務

建築延面積	新規	変更	廃止	建築確認申請時の 事前審査	相談件数	指導件数
3,000~10,000 m ²	9	72	3	5	164	5
10,000 m ² 超	1	27	0	1		

(イ) 立入検査（建築延面積 3,000~10,000 m²）

備え付け帳簿書類の確認、施設の点検、空気環境等の測定及び指導

区分	施設数	立入検査	区分	施設数	立入検査
興行場	1	0	遊技場	0	-
百貨店	0	-	店舗	12	1
集会場	2	0	事務所	130	24
図書館	3	0	学校	2	1
博物館	2	0	旅館	44	4
美術館	4	0	総数	200	30

(ウ) 講習会

文京区、北区及び荒川区と合同で建築物環境衛生管理講習会を開催しており、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止措置のため資料配布とした。

イ 水道施設

簡易専用水道講習会

※中止（新型コロナウイルス感染症拡大防止措置のため）

ウ 快適室内の環境づくり

(ア) 建築確認申請時に事前協議を受けるとともに、室内空気環境、ダニ、カビ、結露の調査などによる住まいの室内環境診断を実施。

区分	件数
事前協議	61
室内環境診断	38
住まいの室内環境相談	272

(イ) 生活環境の相談・苦情

区分	件数	内容
飲料水	54	水質異常、水質検査、給水設備維持管理等

エ ねずみ、衛生害虫防除

環境汚染や人体への影響を考慮し、殺そ剤、殺虫剤の使用は必要最小限にし、環境対策を重点においていた調査・指導を実施。

平成26年にデング熱の国内感染があったことを受け、蚊媒介感染症（デング熱等）を予防するための蚊防除対策を強化。

(ア) 蚊、ハエ、その他衛生害虫の公園等の調査

区分	件数
公園対策	239
靈園対策	12
蚊生息調査	185
その他	3
計	439

(イ) ねずみ、衛生害虫防除

区分	使用薬剤等	数量	備考
蚊・ハエ防除	スミチオン乳剤等	0.5リットル	保健所薬剤散布量
ねずみ防除	殺そ剤	15袋	
	粘着シート	75枚	

(ウ) ねずみ、衛生害虫相談

区分	相談件数
蚊・しらみ等	19
ハチ	64
ダニ	1
ハエ・ゴキブリ	10
毒ガ	1
不快昆虫	3
シロアリ	2
ねずみ	150
その他	5
総数	255

(エ) 蚊の発生源（幼虫）対策

蚊の発生状況調査及び薬剤（昆虫成長制御剤）投入の実施

区道雨水ます 18,000ヶ所

区立公園周辺雨水ます 3,000ヶ所

(オ) 蚊の生息状況調査

蚊の種類と数及びデングウイルスの調査

人おとり法※1 区立公園 20ヶ所

CO₂トラップ※2 区立公園等 5ヶ所

※1 人おとり法とは、人がおとりになり、近寄ってくる蚊を虫取網で
1ヶ所あたり8分間蚊を捕集する方法。

※2 CO₂トラップとは、蚊が二酸化炭素に寄ってくる習性を利用し、
ドライアイスを入れた捕集装置（トラップ）で、1ヶ所当たり約24
時間の捕集をする方法。

(カ) 寺院等への蚊の発生防止対策

薬剤（昆虫成長制御剤）及びリーフレット等の配布

区内寺院 332ヶ寺

区内神社等 85ヶ所

(キ) 区民への情報提供

広報たいとう、ホームページ、CATV等

2 獣医衛生

(1) 獣医衛生行政の概要

獣医衛生業務として、狂犬病予防、動物由来感染症対策、動物愛護と動物による危害防止を包括した動物愛護管理、化製場等及び動物質原料運搬業の衛生指導を行っている。

動物は、生活に潤いと安らぎをもたらす人間にとてかけがえのないパートナーとして区民の暮らしに不可欠な存在となっており、これらの動物の病気の発生を防ぐだけでなく、適正に飼養され、人と共生できるよう、犬のしつけ方教室や猫との共生を考える会議等を通じて動物愛護管理の普及啓発を進めている。

ア 狂犬病予防

狂犬病の発生を未然に防ぐため、狂犬病予防法に基づき、犬の登録（鑑札交付）及び狂犬病予防注射業務を実施している。毎年3月に注射の通知を飼い主へ直接郵送するとともに区報等で周知を図り、実施にあたっては、区内12ヶ所に会場を設け集合注射を行っている。さらに未接種犬については、再度督促通知を郵送して、注射接種率の向上に努めている。また犬鑑札及び狂犬病予防注射済票については、犬への装着率の向上を図る観点から小型・軽量化を図っている。形も鑑札は「犬型」、注射済票は狂犬病予防注射が人と犬の命を守る重要な注射である意味を込めて「ハート（心臓）型」と、親しみやすいデザインを考案して飼い主に交付している。

イ 動物愛護管理

家庭動物等の愛護を推進し、動物を通じて心豊かな社会を築くとともに、動物による周辺への迷惑を防止するため、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の適正飼養を啓発している。近年、保健所に寄せられる苦情・相談は、飼い犬のマナー問題と飼い主のいない猫に関するものが中心となっている。動物が人と同じ地域社会で暮らすためには、人が動物を愛護するとともに、マナーを守って管理することが重要である。また、平成28年度から「命のバトンプロジェクト」と題し、保護犬の譲渡推進や地域猫活動支援など、犬猫の殺処分数の削減に向けた具体的な取り組みを進めている。

ウ 化製場等の許可

東京都台東区化製場等に関する法律施行条例に基づき、都条例で規定する一定数以上の動物を飼養または収容する施設の許可及び監視指導を行っている。

また、動物質原料の運搬等に関する条例に基づき、食用に供しない魚介類・鳥獣の肉、皮、内臓等の動物質原料を化製場等へ運搬する動物質原料運搬業に対し、許可及び監視指導を行うとともに、運搬容器（運搬車を含む）について、材質・構造等を点検し、取扱い保管状況等の立ち入り検査を行っている。

(2) 狂犬病予防

狂犬病予防法に基づき、鑑札及び狂犬病予防注射済票を交付している。

ア 集合注射

実施場所	鑑札交付数	注射済票交付数
根岸の里	0	49
柳北公園	2	24
富士公園	4	77
初音の森	0	43
石浜公園	2	77
台東保健所	2	84
総数	10	354

イ 犬の登録数及び狂犬病予防注射済票交付数

区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
登録頭数	6,890	6,906	6,834	6,798	6,913
新規登録数	473	531	537	553	723
注射済票交付数	4,903	4,906	4,941	4,971	5,062
こう傷事故件数	6	1	5	4	6
注射接種率	75.0%	75.0%	76.1%	75.9%	75.8%

※ 注射接種率：注射済犬／（登録犬－注射延期犬）（%）

※ 注射済票交付数は再交付を含む

※ 新規登録数及び注射済票交付数は保護犬の免除件数を除く

(3) 動物愛護管理

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の適正飼養を普及啓発している。

ア 苦情・相談件数

区分	汚物	悪臭	放し飼い	餌付け	鳴き声	その他	総数
犬	4	0	3	0	8	4	19
猫	1	0	3	3	0	2	9
その他	0	0	0	0	1	0	1

イ 動物愛護行事

地域の動物愛護及び適正飼養推進のために活動する東京都動物愛護推進員と協力し、各種イベントで動物愛護管理の普及啓発に努めている。

9月の動物愛護週間に合わせ、9月26日に台東区生涯学習センターミレニアムホールにて、台東区、環境省、東京都及び動物愛護団体の共同主催で、動物愛護週間中央行事「どうぶつ愛護フェスティバル」を開催した（オンラインによるライブ配信）。

ウ 地域猫活動の支援（命のバトンプロジェクト～見守る命）

飼い主のいない猫（いわゆる野良猫）による地域環境への被害と、猫を巡る住民同士のトラブルを防止するため、野良猫の不妊去勢手術費用を助成している。また、地域猫ボランティアを支援し、適正な地域猫活動について普及啓発を行うための講習会を開催している（令和2年度から助成金の上限額を引き上げた）。

（ア）不妊去勢手術費助成件数

不妊手術	去勢手術	麻酔のみ	総 数
74	29	2	105

※ 不妊手術は妊娠中（4件）を含む

（イ）講習会・普及啓発事業

区分	開催回数	参加者数
地域猫申請時講習会・ 地域団体説明会	7回	11名（新規手帳交付数）
地域猫講演会		中止（新型コロナウイルス感染 拡大防止措置のため）

エ 犬の適正飼養講習会

犬の飼い主の適正飼養を推進し、マナーの向上を図るために、犬のしつけ教室等を開催している。また、ペットコミュニティエリア（いわゆるドッグラン）の利用者に対し、人獣共通感染症や咬傷事故防止のための講習会の受講を義務付けている。

区分	開催回数	参加頭数	参加者数
犬のしつけ教室 (現地とオンラインによる ハイブリッド開催)	1回	14頭	31名
犬の終生飼養講習会	中止（新型コロナウイルス感染 拡大防止措置のため）		
ペットコミュニティエリア 適正利用講習会	5回	46頭	72名

※ 犬のしつけ教室の参加頭数は保護犬の免除件数を含む

才 保護犬の譲渡推進（命のバトンプロジェクト～つなぐ命）
 (環境省「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」モデル事業)
 東京都動物愛護相談センター及び東京都の登録譲渡団体から保護犬を譲り受けた区民に対し、登録手数料の免除などの支援を行うことにより保護犬の譲渡を推進している。

《支援内容》

- 犬の登録手数料（3,000円）を免除
- 狂犬病予防注射済票交付手数料（550円）を初回免除
- 「台東区犬のしつけ教室」への参加費（2,000円）を初年度免除
- 区獣医師会の協力による、集合注射事業における狂犬病予防注射接種料（3,200円）の初回無料

区分	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
免除件数	2件	1件	15件	11件	10件

カ 適正飼養啓発プレート・忌避剤配布

区分	数量	備考
犬用プレート	162枚	糞尿対策、放し飼い対策等
猫用プレート	19枚	地域猫対策、遺棄虐待対策等
忌避剤	37個	木酢液、木酢砂、消臭剤等

(4) 化製場等の許可

東京都台東区化製場等に関する法律施行条例及び動物質原料の運搬等に関する条例に基づき、許可及び監視指導を行っている。

化製場等施設数

区分	施設数	監視数
畜舎	9	3
動物質原料運搬業	2	2
総数	11	5

3 食品衛生

(1) 食品衛生行政の概要

毎年度策定する「台東区食品衛生監視指導計画」に基づき、食中毒の発生防止や違反食品の排除を目的として、食中毒発生リスクの高い業種を中心に食品関連施設への監視指導や食品などの検査を実施している。また、アレルゲンを含む食品表示等に関する監視指導を実施し、区内に流通する食品の表示適正化を図っている。

区内には例年多くの観光客が訪れ、年間を通じてイベントが開催されていたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症流行により、中止・縮小となった。それに伴い、各種事業の見直しを行った。その中で、改正食品衛生法により制度化されたHACCPに沿った衛生管理の導入支援を食品等事業者に対して行っている。

また、事業者・消費者への食品衛生等に関する知識の普及啓発、意識の浸透を図るために、可能な限り衛生講習会や衛生展等を実施し、食品安全に関するさらなる情報の共有化を図っている。

(2) 営業施設数及び立入施設数並びに許可件数

食品衛生法、食品表示法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、東京都食品製造業等取締条例及び東京都ふぐの取扱い規制条例に基づき、区内の食品取扱い施設について許可や届出等の事務を行うとともに、施設や食品等の取扱い状況などの監視指導を実施している。

ア 食品衛生法に基づく許可を要する業種

	施設数	立入施設数	許可件数			廃業件数
			総数	新規	更新	
総 数	11,020	8,439	2,345	1,236	1,109	1,170
飲 食 店 営 業	7,930	6,270	1,589	793	796	894
旅 館 ・ ホ テ ル	254	226	55	28	27	22
バ ー ・ キ ャ バ レ ー	487	283	131	112	19	64
一 般 飲 食 店	5,480	4,444	1,073	515	558	592
民 生 食 堂	5	3	0	0	0	0
す し 屋	174	182	45	16	29	20
そ ば 屋	200	142	43	18	25	22
仕 出 し 屋	42	42	8	7	1	3
弁 当 屋	195	228	44	21	23	11
そ う 菜 店	205	243	60	19	41	13
コンビニエンスストア等	8	23	2	1	1	5
移 動	4	7	0	0	0	1
臨 時	636	219	87	33	54	102
許 可 あ る 集 団 給 食	75	92	16	5	11	13
自 動 車	98	71	17	16	1	7
自 動 販 売 機	44	34	8	2	6	17
天 ぷ ら 船	2	0	0	0	0	0
屋 形 船	21	31	0	0	0	2
喫 茶 店 営 業	467	230	93	42	51	81
店 舗	148	94	35	23	12	21
自 動 販 売 機	312	131	58	19	39	59
自 動 車	7	5	0	0	0	1

	施設数	立入 施設数	許可件数			廃業件数
			総数	新規	更新	
菓子製造業	877	583	208	126	82	61
パン製造業	100	80	27	19	8	9
生菓子製造業	232	165	74	46	28	14
その他の菓子製造業	389	251	78	51	27	31
移動	1	0	0	0	0	0
臨時	143	79	24	5	19	4
自動車	12	8	5	5	0	3
あん類製造業	3	2	1	1	0	0
アイスクリーム類製造業	130	113	35	23	12	9
乳処理業	0	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業	1	0	0	0	0	0
集乳業	0	0	0	0	0	0
乳類販売業	566	396	101	32	69	45
専業	9	7	2	0	2	1
ショーケース売り	426	328	79	24	55	37
自動販売機	131	61	20	8	12	7
自動車	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	29	25	7	4	3	6
食肉販売業	431	302	135	89	46	37
一般	155	126	76	62	14	16
包装	276	176	59	27	32	21
自動販売機	0	0	0	0	0	0
自動車	0	0	0	0	0	0
食肉製品製造業	9	11	1	1	0	1
魚介類販売業	373	276	83	40	43	27
一般	116	98	35	24	11	7
包装	254	174	48	16	32	19
自動車	3	4	0	0	0	1
魚介類せり賣業	0	0	0	0	0	0
魚肉ねり製品製造業	0	0	0	0	0	0
食品の冷凍又は冷蔵業	2	1	1	0	1	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	1	1	0	0	0	1
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0	0	0
冰雪製造業	0	0	0	0	0	0
冰雪販売業	11	5	2	0	2	0
食用油脂製造業	1	2	1	1	0	0
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	0	0
みそ製造業	2	0	0	0	0	0

	施設数	立入施設数	許可件数			廃業件数
			総数	新規	更新	
しょう油製造業	0	0	0	0	0	0
ソース類製造業	1	0	0	0	0	0
酒類製造業	7	7	3	3	0	0
豆腐製造業	12	12	0	0	0	2
納豆製造業	0	0	0	0	0	0
めん類製造業	26	24	7	6	1	0
そうざい製造業	133	174	77	75	2	6
かん詰又はびん詰食品製造業	2	1	0	0	0	0
添加物製造業	6	4	1	0	1	0

イ 東京都食品製造業等取締条例に基づく許可業種

	施設数	立入施設数	許可件数			廃業件数
			総数	新規	更新	
総 数	875	619	162	89	73	67
行 商	16	17	9	6	3	2
弁当等人力販売業	14	14	7	4	3	2
菓子	1	1	1	1		0
豆腐及びその加工品	0	0	0	0		0
ゆでめん類	0	0	0	0		0
アイスクリーム類	0	0	0	0		0
魚介類及びその加工品	1	2	1	1		0
つけ物製造業	14	10	1	1	0	0
製菓材料等製造業	2	0	0	0	0	1
粉末食品製造業	4	1	1	1	0	0
そう菜半製品等製造業	8	5	2	1	1	0
調味料等製造業	38	15	15	14	1	2
魚介類加工業	6	2	0	0	0	0
液卵製造業	1	0	0	0	0	0
食料品等販売業	781	567	134	66	68	62
一般	242	162	48	36	12	16
包装	484	379	74	25	49	42
包装(一時販売)	4	3	1	1	0	3
自動販売機	36	16	10	4	6	0
自動車	15	7	1	0	1	1
卵選別包装業	5	2	0	0		0

ウ 食品衛生法施行細則に基づく届出業種

	施設数	立入施設数	報告件数	廃業数
総 数	3,796	1,776	1	0
許可を要しない食品製造業	137	47	1	0
許可を要しない食品販売業	3,351	1,636	0	0
食器具・容器包装・おもちゃ	224	69	0	0
添加物製造業	0	0	0	0
添加物販売業	84	24	0	0
乳さく取業	0	0	0	0

エ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく許可

	施設数	立入施設数	許可件数	廃業数
食鳥処理事業場	14	25	1	5

オ 東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する取扱所

	施設数※	立入施設数※	新規	廃止
ふぐ取扱所	182	162	7	11
ふぐ加工製品取扱施設	264	60	21	34

(※ アの再掲)

カ 食品製造業等取締条例に規定する営業等

	施設数	立入施設数	報告件数	廃業数
総 数	170	181	7	3
給食	学校・幼稚園	27	54	0
	病院・診療所	3	0	0
	工場・事業所	6	2	0
	児童福祉施設	74	75	2
	社会福祉施設	27	40	0
	ボランティア給食	5	0	0
	その他の	1	0	0
	給食(届出以外)	27	10	0

キ 生食用食肉取扱施設数(食品衛生法施行細則第17条に基づく報告数)

	施設数※	立入施設数※	新規	廃止
飲食店営業	13	8	1	1
食肉処理業	0	0	0	0
食肉販売業	0	0	0	0
給食施設	0	0	0	0

(※ アの再掲)

(3) 監視指導

夏期、歳末には、都区市協力して食品による事故発生予防のため、食中毒発生頻度の高い業種を中心に一斉監視指導を実施している。また、事件発生時にも同様の体制で監視指導にあたっている。

当区では、縁日・祭礼等で食品を扱う事業者及びふぐ取扱所が多い。これらの業種についても重点的に監視指導を行っている。

令和2年度は、ノロウイルス食中毒及び食肉類の生食による食中毒を防止するため、重点的に監視指導を実施した。

ア 都区市共同一斉取締

実 施 件 数		夏期対策 6月～8月	歳末一斉監視 12月
立入施設数	総 数	736	304
	調理業	552	215
	製造業	98	42
	販売業	86	46
	その他	0	1
収去検体数	総 数	175	69
	一般細菌検査	142	40
	化学検査	33	29

イ 違反（不良）品調査

項 目	当区から調査依頼したもの	他自治体から調査依頼を受けたもの
総 数	4	15
表示事項	3	3
異味・異臭・変質	0	2
異物・カビ混入	0	2
細菌の措置基準不適合	0	1
貝毒	0	1
残留農薬	0	5
健康食品有害事象	1	0
放射性物質の基準超過	0	1

ウ 一斉検査

事業名	実施回数	立入監視数
総 数	26	1,011
縁日及び祭礼	2	162
山谷地区	2	48
業態別	22	801

エ 行事等における届出

届出種別	届出件数
総 数	102
催事開催届	88
行事開催届	14

オ 重点的な監視指導

(ア) ノロウイルス食中毒対策

ノロウイルスに感染した調理従事者の手洗い不足等による食品の二次汚染と考えられる食中毒事例が全国的に多く発生している状況を踏まえ、次の事項について監視指導を実施した。

- ・「ノロウイルス食中毒・感染予防ガイド」等を用いて、正しい消毒方法や吐物処理などを含めた感染予防の普及啓発
- ・清浄度検査(ATP検査)を用いた2回手洗いの普及啓発
- ・調理従事者の体調管理励行の為、毎日の健康記録点検表の配布

業種	立入施設数
総数	530
集団給食	101
食品取扱業	429

(イ) 食肉類の生食による食中毒対策

食品衛生法の規格基準が改正され、平成24年に牛の肝臓(レバー)、平成27年に、豚肉(内臓含む)の生食用としての販売、提供が禁止となった。また、平成26年にはジビエ(野生鳥獣肉)の衛生管理に関する指針(ガイドライン)が策定された。しかしながら、法規制の対象外である鶏肉(鶏刺し、鶏わさ)の生食による食中毒が依然として発生している。

法規制対象外の内臓肉を含む食肉類を生食用として提供しないように食肉取扱施設に立ち入り、監視指導を行った。

業種	立入施設数
総数	163
飲食店営業 (焼肉店・焼鳥店・居酒屋・レストラン等)	92
食肉販売業等	71

力 食品の検査

区内で製造・販売されている食品、器具、容器包装等の安全を確保するため、収去検査を実施し、違反及び不良食品の排除並びに取扱いの改善指導に役立てている。

また、施設に立ち入り、現場簡易検査を実施し、食品・施設の衛生状態、従事者の衛生的取扱い状況を科学的に検証し、衛生指導に活用している。

(ア) 収去検査

台東区収去検査

検査機関：台東保健所検査センター

検 体 名	検体数	細 菌 検 査		化 学 検 査	
		良	不 良	適	否
総 数	478	336	24	118	0
弁 当 類	94	78	8	8	0
そ う ざ い 類	210	173	4	33	0
魚 介 類 等	38	20	0	18	0
菓 子 類	57	36	4	17	0
乳 ・ 乳 類 等	11	6	4	1	0
肉 ・ 卵 類 及び その 加工 品	6	3	0	3	0
野菜類・果物及びその加工品	20	7	0	13	0
飲 料 ・ 氷 雪 ・ 水	0	0	0	0	0
冷凍 食 品	0	0	0	0	0
め ん 類	16	1	2	13	0
豆 腐	14	12	2	0	0
び ん 詰 ・ 缶 詰	4	0	0	4	0
そ の 他 の 食 品	8	0	0	8	0
ふ き 取 り	0	0	0	0	0
ふ ん 便	0	0	0	0	0

台東区委託検査

検査機関：民間登録検査機関

検 体 名	検体数	細 菌 検 査		化 学 検 査	
		良	不 良	適	否
総 数	28	6	0	22	0
肉 ・ 卵 類 及び その 加工 品	8	4	0	4	0
清 涼 飲 料 水	4	2	0	2	0
は ち み つ	2	0	0	2	0
容 器 包 装	14	0	0	14	0

東京都食品機動監視班収去検査

検査機関：東京都健康安全研究センター

検 体 名	検体数	細菌検査		化学検査		その他	
		良	不良	適	否	適	否
総 数	58	5	8	0	0	0	50
魚 介 類 等	5	0	0	0	0	5	0
卵 類	4	4	0	0	0	0	0
野 菜 類 及び そ の 加 工 品	21	0	0	0	0	21	0
は ち み つ	8	4	0	0	0	4	0
乳 及 び 乳 製 品	10	0	0	0	0	10	0
器 具 ・ 容 器 包 裝	10	0	0	0	0	10	0

※他の検査項目：農薬、放射性物質、P C Bなど

輸入食品（再掲）

検 査 機 関 名	検体数	細菌検査		化学検査		その他	
		良	不良	適	否	適	否
台 東 区	27	2	0	25	0	0	0
東 京 都 食 品 機 動 監 視 班	31	4	0	0	0	27	0

(イ) 現場簡易検査 () 内は不良数

	総 数	スタンプ検査・拭き取り検査			
		大腸菌群	黄色ブドウ球菌	腸炎ビブリオ	サルモネラ属菌
種類	総数	892	353	456	0
	(41)	(6)	(35)	(0)	(0)
食 品	1	1	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
器 具	276	126	94	0	56
	(4)	(4)	(0)	(0)	(0)
手 指	393	50	316	0	27
	(36)	(1)	(35)	(0)	(0)
その他の	222	176	46	0	0
	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)

(ウ) 保菌者検索事業

食中毒起因菌のうち、腸管出血性大腸菌及びサルモネラは感染しても発症せずに無症状病原体保有者となる場合もあることから、都区が協力し食品等事業者を対象に検便を実施している。また、その保有状況を把握し集団発生を未然に防止する。

対象業種	検査実施数			
	腸管出血性大腸菌		サルモネラ	
飲食店、食肉販売業、 集団給食等の従事者	実施数	保有者数	実施数	保有者数
	387	0	387	0

(エ) 食品表示検査

区分		総数
検査件数		895
違反件数		15
違反内容	無表示	1
	期限表示	9
	食品添加物	1
	その他	4

(オ) 清浄度検査 (ATP拭き取り検査)

検査総数280件

手指	施設設備	調理器具
41	90	149

(4) 食中毒

食中毒、苦情の発生時には、喫食者、食品及び施設等の検査を実施し、原因の究明と再発防止に努めている。

ア 食中毒検査 (東京都健康安全研究センター実施分)

検査総数 207件

食品	食中毒菌		菌型	ウィルス	その他※
	拭き取り	ふん便			
14	30	40	65	54	4

※他の検査項目 寄生虫検査等

イ 食中毒関連調査 (他自治体からの調査依頼があったもの)

調査件数	調査対象施設数	調査対象人数
20	114	294

ウ 有症苦情調査 (台東区に直接あった苦情のなかで、有症苦情として処理したもの)

調査件数	調査対象施設数	調査対象人数	他自治体への依頼
20	17	29	1

エ 感染症調査 (食中毒の疑いがあったもの)

調査件数	患者数	調査対象人数
6	29	239

(5) 不利益処分等

食中毒発生の原因施設に対する営業停止や、規格基準に違反があった食品等に対する販売禁止等の行政処分を行っている。

ア 食中毒（原因施設が区内）

発生月	原因施設	原因食品	病因物質	患者(人)	喫食者(人)	措置
9月	飲食店（一般）	会食料理 (鶏わさを含む)	カンピロバクター	2	5	営業停止・ 取扱改善命令
10月	飲食店（すし）	寿司	アニサキス	1	18	営業停止・ 取扱改善命令
1月	飲食店（一般）	当該施設で 提供した食事	ノロウイルス	2	不明	営業停止・ 施設及び取扱改善命令

イ 違反食品

なし

(6) 自主回収報告

東京都食品安全条例に基づく制度である。食品等事業者が食品の自主回収に着手した際、保健所では東京都にその内容を報告している。東京都はその情報をホームページ等で都民に公表している。

報告月	回収品	回収理由	業種
令和2年5月	あんみつ	食品表示ラベル貼付漏れ	菓子製造業
令和3年1月	あんみつ	別商品との食品表示ラベル 貼付間違い	菓子製造業
令和3年2月	揚げもち	別商品の混入による アレルゲン表示漏れ	菓子製造業

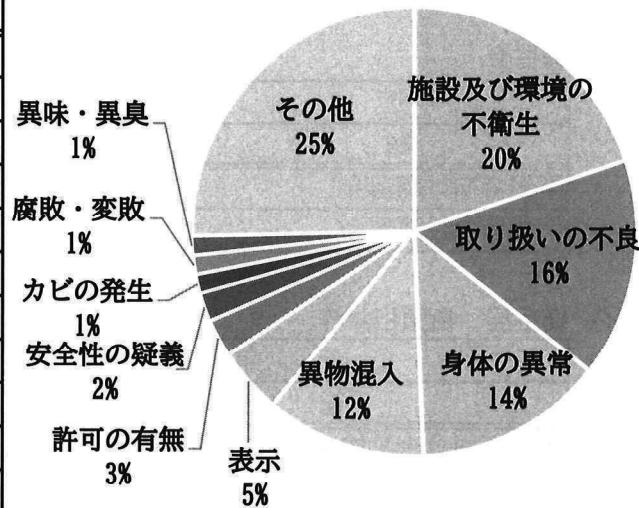
(7) 苦情処理

消費者から寄せられた食品や食品関連施設に関する苦情や相談については、迅速に生産・流通・販売工程について調査を実施し、原因を究明している。原因となった食品を扱った事業者に対しては、再発防止のために改善指導を実施している。

令和2年度は146件の苦情が寄せられた。

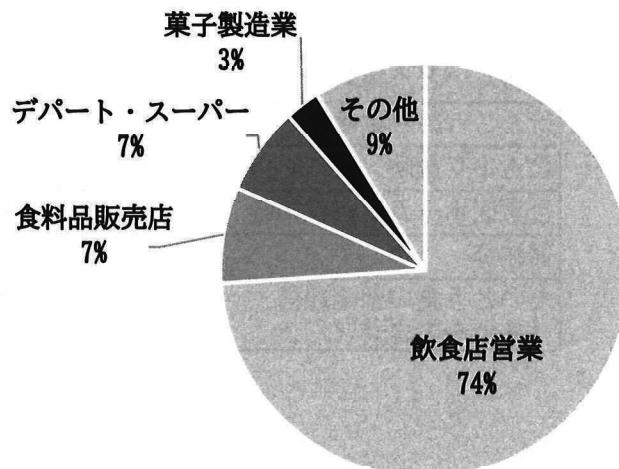
ア 内容別項目数

総 数	146
前 年 度	222
施設及び環境の不衛生	29
取扱いの不良	23
身体の異常	20
異物混入	17
表示	7
許可の有無	4
安全性への疑義	3
カビの発生	2
腐敗・変敗	2
異味・異臭	2
その他	37



イ 施設別件数

総 数	146
前 年 度	222
飲食店営業	108
食料品販売店	11
デパート・スーパー	10
菓子製造業	4
その 他	13



(8) 食品衛生普及啓発事業

食品の安全を確保し、区民及び来街者の健康の保護を図るには、食品衛生に関する知識の普及啓発も重要である。そのため、食品等事業者、消費者、児童、生徒を対象に、講習会、講演会、相談所、パンフレット、広報、CATV、ホームページなどを通じて普及啓発を行っている。

また、消費者、食品等事業者、行政間でリスクコミュニケーション（意見交換会）を実施し、食品の安全確保に関する情報及び意見の交換を行い、相互に理解し、協力することを目指している。

ア 講習会

分類	回数	受講人数
総数	5	111
事業者向け講習会	5	111
消費者向け講習会	0	0

イ 衛生展、街頭相談等

分類	回数	参加人数
総数	4	775
事業者向け食品衛生パネル展	1	175
消費者向け食品衛生パネル展	3	600

ウ 緊急情報等の提供

区民や食品等事業者に対し、台東区ホームページ、パンフレット等で有害食品に関する緊急の情報や、食品衛生に関する情報提供を行った。

内 容	件 数	
広報たいとう掲載	食中毒予防	2
けんこうの芽掲載	食中毒予防	2
CATV放映	食中毒予防	2
台東区ホームページ掲載	食中毒情報・事業報告	4
通知等	食中毒の注意喚起等	11
たいとう食の安全通信 (メールマガジン)	最新の食品衛生、 食中毒予防等の情報提供	14

(9) 自主的衛生管理の推進

食品等事業者が、令和2年6月から制度化された「HACCPに沿った衛生管理」を円滑に導入できるよう、支援を行っている。

- ア 食品衛生推進員・同業組合を通じて食品等事業者に対する情報等の提供
- イ 食品衛生協会への衛生管理推進支援
食品衛生協会の自治指導員が飲食店を巡回指導する際、衛生管理を支援した。
- ウ 営業者への衛生管理推進
飲食店等の新規及び更新の営業施設に対して、必要に応じて食品衛生管理ファイルを配布するなど「HACCPに沿った衛生管理」を導入できるよう支援した。

(10) 食品衛生推進員活動内容

保健所が行う食品衛生事業に協力する民間協力者を区長が食品衛生推進員として委嘱している。（10名）

- ・食品衛生推進員連絡会議 … 年2回
- ・食品衛生推進員講習会の受講 … 年1回

(11) 免許証等の事務

調理師、製菓衛生師の免許申請等について、東京都の事務経由受付を行っている。

	申 請	再 交 付・書 換 等
調理師免許証	56	18
製菓衛生師免許証	0	0